

事業計画書（詳細）

団体概要

1. 大形地区コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）は、大形小学校区（以下「地区」という。）内の自治会及び各種団体を会員として構成する。
2. 協議会は、事務所を新潟市大形まちづくりセンター内に置く。
3. 協議会は、会員が互いに連携・協力し、地域住民の意思の集約，区自治協議会への参画，行政との協働などにより，地域の課題解決に努め，活力ある地域社会の維持・形成を図ることを目的とする。
4. 目的達成のため，次の事業を行う。
 - （1）安全な地域の確保に関すること
 - （2）福祉活動の充実に関すること
 - （3）青少年健全育成活動に関すること
 - （4）文化・スポーツ活動の振興に関すること
 - （5）生活環境の保全・改善に関すること
 - （6）地域の産業振興に関すること
 - （7）情報の共有を深め啓発活動に関すること
 - （8）その他，本会の目的を達成するために必要なこと
5. 役員構成は，別紙「役員名簿」のとおりとし，その任期は2年とする。
6. 協議会にかかる経費のうち，大形まちづくりセンターの事業及び運営に係る経費は，新潟市からの指定管理料，施設の利用料金及びその他の収入をもって充てる。

基本方針

1. 地区の連帯感と住民の健康増進に努め，コミュニティ活動の発展・振興を図る。
2. 大形まちづくりセンターの利用者が，施設を等しく利用できるように努める。
3. 大形まちづくりセンターを事業計画に沿って適正に管理するとともに，地域との交流促進を図る。

事業計画

【施設管理全般】

1. 予算の適正な執行

- ・収支計画書に基づき計画的に執行する。

2. 個人情報の取扱い

- ・個人情報保護に関する法令・例規等を遵守する。
- ・個人情報の保護の重要性を認識し、取扱いに付いては細心の注意を払うよう業務従事者に徹底する。
- ・個人情報を含む書類は、シュレッダーにより裁断してから破棄するものとする。
- ・個人情報を含んだデータ等の取り扱いについては、適切な管理に努める。

【管理業務】

1. 日常業務

(1) 施設の維持管理に関する業務

- ・大形まちづくりセンターの施設及び設備等の維持管理
- ・開錠、施錠（夜間は機械警備）等の管理
- ・建物、設備及び物品等の管理保全
- ・室内及び敷地内の整理整頓、清掃、安全点検

(2) 利用の受付け及び利用の許可に関する業務

- ・利用（予約を含む）受付け及び利用許可書の発行
- ・来館者の確認、男女別利用人数の記録
- ・利用日誌の作成
- ・利用者のトラブルに関して、公平な立場での対応
- ・個人情報の保護を徹底
- ・日々の利用内容の整理
- ・利用者への適正利用の指導

2. 月間業務

- ・ 1ヶ月ごとの予算執行状況の取りまとめ、東区地域課へ報告を行う。
- ・ 利用の許可及び利用状況の取りまとめ、東区地域課へ報告を行う。
- ・ 定期的に屋内外の安全点検を実施し、施設に不備等がある場合は、東区地域課へ報告を行う。

3. 年間業務

- ・ 会計年度終了後、速やかに収支決算書・事業報告書を作成し、東区地域課へ報告するとともに、委託料の過不足が生じた場合は適正に精算を行う。
- ・ 定期的に職員研修を行い、接遇マナーの向上に努める。
- ・ 施設の管理運営会議を年4回開催し、より良い管理運営体制の構築を図る。
- ・ 問題が生じた場合は、適宜管理運営会議を開催し、問題の早期解決に努める。
- ・ 休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受ける。
- ・ その他、施設の管理運営上、市長が必要と認めた業務について行う。

4. 人員体制

- ・ 大形地区コミュニティ協議会が管理人を雇用し、下記の体制で管理運営を行う。
- ・ 管理人 3名が早番・遅番でローテーション（常時1名勤務）

5. 事故防止や発生時の対応

- ・ 施設内における定期的な巡回などにより事故防止に努めるとともに、万一事故が発生した場合は、所定の連絡網により、速やかに役員への報告・伝達を行う。また、事故の大小にかかわらず、東区地域課への報告を適切に行う。

6. 要望や苦情に対する対応

- ・ 利用者の要望や苦情に適切に対応するとともに、必要に応じ東区地域課へ報告する。

7. 緊急時対策

- ・災害が発生した場合、災害対策マニュアルに従い、利用者の安全を確保する。
- ・年2回、避難訓練等を実施する。

8. 管理経費削減の取り組み

- ・光熱水費が公費で賄われていることを十分に認識し、必要の無い箇所の電灯は消灯するなど、無駄なエネルギー消費を抑え管理的経費の節減に努める。
- ・施設における冷暖房の設定温度は、新潟市の基準を尊重する。

【自主事業等】

1. 自主事業計画

- ・大形地区のコミュニティ活動を活性化し、地域住民の連帯感を高めるための下記の自主事業を実施する。
 - ・文化祭
 - ・広報誌の発行
 - ・利用者団体との懇談会

2. 施設設置の目的、本市コミュニティ施策や事業に対する理解

- ・公共施設であることを十分に認識し、市長への手紙・区長への手紙を常設するなど、市政情報の提供などに努める。
- ・公民館が地域移管される施設であることを認識し、まちづくりセンターにおいて公民館が事業を行う際には、施設の優先的な使用と事業への協力に努める。

3. サービス向上に向けた取り組み

- ・利用者ニーズの把握に努め、利用者の声に積極的に耳を傾ける。
- ・東区を中心に他のコミュニティセンター及びコミュニティハウスとの連携を図るとともに、外部研修を取り入れるなど施設管理面におけるスキルアップを目指す。
- ・大形まちづくりセンターの利用者の拡大を図るため、会報などを活用したPR活動に積極的に取り組む。